

京都市高圧ガス保安法施行規程

平成 3 0 年 3 月 7 日

京都市消防局訓令甲第 5 号

各 部

消防団・自主防災推進室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市高圧ガス保安法施行規程を次のように定める。

京都市高圧ガス保安法施行規程

(目的)

第 1 条 この訓令は、高圧ガス保安法施行令（以下「政令」という。）、容器保安規則（以下「容器則」という。）、冷凍保安規則（以下「冷凍則」という。）、液化石油ガス保安規則（以下「液石則」という。）、一般高圧ガス保安規則（以下「一般則」という。）、国際相互承認に係る容器保安規則（以下「国際容器則」という。）及び京都市高圧ガス保安法施行細則（以下「細則」という。）に定めるもののほか、高圧ガス保安法（以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この訓令において使用する用語は、法、政令、容器則、冷凍則、液石則、一般則、国際容器則及び細則において使用する用語の例による。

(製造の許可の申請)

第 3 条 消防局長（以下「局長」という。）は、法第 5 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者に対し、冷凍則第 3 条第 1 項、液石則第 3 条第 1 項又は一般則第 3 条第 1 項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を提出するよう指導しなければならない。

- (1) 事業所の全体平面図
- (2) 製造工程の概要を説明した書面及び図面
- (3) フローシート又は配管図
- (4) 高圧ガス製造施設の配置図
- (5) 機器等一覧表
- (6) 処理能力（冷凍能力を含む。）及び貯蔵能力の計算書
- (7) 高圧ガス設備（特定設備、指定設備及び大臣認定品を除く。）の強度計算書
- (8) 耐震設計構造物に係る計算書

(9) 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

(10) 前各号に掲げるもののほか、法第8条第1号及び第2号に規定する技術上の基準の確認のために局長が必要と認める書類

2 局長は、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提出するよう指導するものとする。

(1) 許可を受けようとする者が法人である場合 法人登記簿謄本

(2) 許可を受けようとする者が個人である場合 住民票

(3) 許可を受けようとする者が法人の場合であって、当該法人の代表者以外の者が申請をするとき
委任状

3 局長は、法第5条第1項の規定による許可の申請があったときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

4 局長は、前項の申請について、審査の結果を審査結果通知書（第1号様式）により当該許可の申請者に通知しなければならない。

(製造の事業等の届出)

第4条 局長は、法第5条第2項の規定による届出をしようとする者に対し、冷凍則第4条第1項、液石則第4条第1項又は一般則第4条第1項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を提出するよう指導しなければならない。

(1) 前条第1項第1号から第6号までに掲げる書類

(2) ガス設備の気密な構造を確認する書類、高圧ガス設備の耐圧試験成績書、気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項(特定設備にあつては特定設備検査合格证、指定設備にあつては指定設備認定証、大臣認定品にあつては認定試験者試験等成績書)の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、法第12条第1項及び第2項に規定する技術上の基準の確認のために局長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、局長は、法第5条第2項の規定による届出をしようとする者が試験研究機関であつて、処理能力15立方メートル以下の高圧ガス設備（毒性ガス及び特殊高圧ガスに係るものを除く。）について製造の届出を行うときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類の提出を省略させることができる。

(1) 高圧ガス製造施設配置図に事業所の境界線と警戒標の設置位置を併せて記載する場合 事業所の全体平面図

(2) 製造施設等明細書の製造の目的に併せて記載する場合 製造工程の概略を説明した書面及び図面

(3) 製造施設等明細書の処理設備の処理能力に併せて記載する場合 処理能力及び貯蔵能力の計算書

3 局長は、第1項各号に掲げる書類のほか、必要と認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提出するよう指導するものとする。

(1) 届出を行う者が法人である場合 法人登記簿謄本

(2) 届出を行う者が個人である場合 住民票

(3) 届出を行う者が法人の場合であって、当該法人の代表者以外の者が届出をするとき 委任状

4 前条第3項の規定は、法第5条第2項の規定による届出があった場合について準用する。

(製造のための施設等の変更の許可の申請)

第5条 局長は、法第14条第1項本文の規定による許可を受けようとする者に対し、冷凍則第16条第1項、液石則第15条第1項又は一般則第14条第1項に規定する書類のほか、第3条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更の許可に係るものを提出するよう指導しなければならない。

2 第3条第2項から第4項までの規定は、法第14条第1項本文の規定による許可の申請があった場合について準用する。

3 第3条第2項及び第3項並びに第1項の規定は、法第14条第2項の規定による軽微な変更の工事があった場合の届出があったときについて準用する。

(製造のための施設等の変更の届出)

第6条 局長は、法第14条第4項本文の規定による届出をしようとする者に対し、冷凍則第18条第1項、液石則第17条第1項又は一般則第16条第1項に規定する書類のほか、第4条第1項各号に掲げる書類のうち、当該届出に係るものを提出するよう指導しなければならない。

2 第3条第3項並びに第4条第2項及び第3項の規定は、法第14条第4項本文の規定による届出があった場合について準用する。

(第一種貯蔵所の設置の許可の申請)

第7条 局長は、法第16条第1項の規定による許可を受けようとする者に対し、液石則第21条又は一般則第20条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を提出するよう指導しなければならない。

(1) 事業所の全体平面図

(2) 貯蔵設備等のフローシート又は配管図

(3) 高圧ガス貯蔵所の配置図

(4) 機器等一覧表

(5) 貯蔵能力の計算書

(6) 貯蔵設備等（大臣認定品を除く。）の強度計算書

(7) 耐震設計構造物に係る計算書

(8) 貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

(9) 前各号に掲げるもののほか、法第16条第2項に規定する技術上の基準の確認のために局長が必要と認める書類

2 第3条第2項から第4項までの規定は、法第16条第1項の規定による許可の申請があった場合について準用する。

(第二種貯蔵所の設置の届出)

第8条 局長は、法第17条の2第1項本文の規定による届出をしようとする者に対し、液石則第26条又は一般則第25条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を提出するよう指導しなければならない。

(1) 前条第1項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる書類

(2) 貯蔵設備等の耐圧試験成績書、気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項（大臣認定品にあつては、認定試験者試験等成績書）の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、法第18条第2項に規定する技術上の基準の確認のために局長が必要と認める書類

2 第3条第3項及び第4条第3項の規定は、法第17条の2第1項本文の規定による届出があつた場合について準用する。

(第一種貯蔵所の施設等の変更の許可の申請等)

第9条 局長は、法第19条第1項本文の規定による許可を受けようとする者に対し、液石則第28条第1項又は一般則第27条第1項に規定する書類のほか、第7条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更の許可に係るものを提出するよう指導しなければならない。

2 第3条第2項から第4項までの規定は、法第19条第1項本文の規定による許可の申請があつた場合について準用する。

3 第3条第2項及び第3項並びに第1項の規定は、法第19条第2項の規定による軽微な変更の工事があつた場合の届出があつたときについて準用する。

(第二種貯蔵所の施設等の変更の届出)

第10条 局長は、法第19条第4項本文の規定による届出をしようとする者に対し、液石則第30条第1項又は一般則第29条第1項に規定する書類のほか、第8条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更の届出に係るものを提出するよう指導しなければならない。

2 第3条第3項及び第4条第3項の規定は、法第19条第4項本文の規定による届出があった場合について準用する。

(完成検査)

第11条 局長は、法第20条第1項本文又は第3項本文の規定による完成検査を受けようとする者に対し、当該完成検査に係る施設等が法第8条第1号又は第16条第2項に規定する技術上の基準（図面又は記録により確認する検査項目に限る。）に適合していることを証する書類を、当該完成検査の受検時までに提出するよう指導しなければならない。

2 局長は、法第20条第1項本文又は第3項本文の規定による完成検査において、当該完成検査に係る施設等が法第8条第1号又は第16条第2項に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、検査不適合通知書（第2号様式）により当該完成検査の申請者に通知しなければならない。

(販売事業の届出)

第12条 局長は、法第20条の4本文の規定による届出をしようとする者に対し、冷凍則第26条第1項、液石則第38条第1項又は一般則第37条第1項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を提出するよう指導しなければならない。

(1) 販売先保安台帳の様式

(2) 容器授受記録簿の様式

(3) 前2号に掲げるもののほか、法第20条の6第1項に規定する技術上の基準の確認のために局長が必要と認める書類

2 第3条第3項及び第4条第3項の規定は、法第20条の4本文の規定による届出があった場合について準用する。

(特定高压ガスの消費の届出)

第13条 局長は、法第24条の2第1項の規定による届出をしようとする者に対し、液石則第51条第1項又は一般則第53条第1項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を提出するよう指導しなければならない。

(1) 事業所の全体平面図

(2) 消費施設の配置図

(3) 消費施設に係るフローシート又は配管図

(4) 機器等一覧表

(5) 貯蔵設備等の耐圧試験成績書、気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項（大臣認定品にあつては、認定試験者試験等成績書）の写し

(6) 消費設備の基礎の構造を示した図面

(7) 前各号に掲げるもののほか、法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準の確認のために局長が必要と認める書類

2 第3条第3項及び第4条第3項の規定は、法第24条の2第1項の規定による届出があった場合について準用する。

(特定高圧ガスの消費のための施設等の変更の届出)

第14条 局長は、法第24条の4第1項本文の規定による届出をしようとする者に対し、液石則第54条第1項又は一般則第56第1項に規定する書類のほか、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該届出に係るものを提出するよう指導しなければならない。

2 第3条第3項及び第4条第3項の規定は、法第24条の4第1項本文の規定による届出があった場合について準用する。

(保安検査)

第15条 局長は、法第35条第1項本文の規定による保安検査を受けようとする者に対し、当該保安検査に係る施設等が法第8条第1号の技術上の基準（図面又は記録により確認する検査項目に限る。）に適合していることを証する書類を、当該保安検査の受検時まで提出するよう指導しなければならない。

2 局長は、法第35条第1項本文の規定による保安検査において、当該保安検査に係る施設等が法第8条第1号に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、検査不適合通知書（第2号様式）により当該保安検査の申請者に通知しなければならない。

(特別充填の許可)

第16条 局長は、法第48条第5項の規定による許可の申請について、審査の結果を審査結果通知書（第1号様式）により当該許可の申請者に通知しなければならない。

(容器検査所の登録等)

第17条 局長は、法第50条第3項の規定による容器検査所の登録又はその更新に係る申請があった場合において、当該容器検査所の検査設備が法第50条第3項に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、容器検査所不登録通知書（第3号様式）により当該申請者に通知しなければならない。

(容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更)

第18条 局長は、法第54条第1項の規定による申請について、審査の結果を審査結果通知書（第1号様式）により当該申請者に通知しなければならない。

(容器再検査の申請)

第19条 局長は、細則第3条に規定する容器再検査の申請をしようとする者に対し、容器再検査申請書(第4号様式)により申請するよう指導しなければならない。

(附属品再検査の申請)

第20条 局長は、細則第4条に規定する附属品再検査の申請をしようとする者に対し、附属品再検査申請書(第5号様式)により申請するよう指導しなければならない。

(容器再検査又は附属品再検査の適正な実施が著しく困難になった旨の届出)

第21条 局長は、細則第5条に規定する容器再検査又は附属品再検査の適正な実施が著しく困難となった旨の届出をしようとする者に対し、業務継続困難届書(第6号様式)により届け出るよう指導しなければならない。

(高圧ガスの製造の適正な実施が著しく困難となった旨の届出)

第22条 局長は、細則第6条に規定する高圧ガスの製造の適正な実施が著しく困難となった旨の届出をしようとする者に対し、業務継続困難届書(第6号様式)により届け出るよう指導しなければならない。

(充填場所の届出)

第23条 局長は、細則第7条に規定する場所について届出をしようとする者に対し、充填場所届書(第7号様式)により届け出るよう指導しなければならない。

(製造に係る保安について監督する者の届出)

第24条 局長は、法第27条の2第1項の規定により保安統括者の選任に代えて液石則第62条第2項又は一般則第64条第2項に規定する製造に係る保安について監督する者の選任をしようとする者に対し、製造に係る保安について監督する者届書(第8号様式)により届け出るよう指導しなければならない。これを解任したときも、同様とする。

2 局長は、製造に係る保安について監督する者として選任するために必要な資格を有することを証する書面を添えて届出を行うよう指導しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第25条 局長は、氏名若しくは名称又は住所を変更しようとする第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者又は容器検査所の登録を受けた者に対し、代表者等変更届(第9号様式)により当該変更の内容について提出するよう指導しなければならない。

(貯蔵に係る高圧ガスの種類の変更の届出)

第26条 局長は、貯蔵に係る高圧ガスの種類を変更しようとする第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者に対し、貯蔵に係る高圧ガスの種類変更届書（第10号様式）により当該変更の内容について提出するよう指導しなければならない。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日京都市消防局訓令甲第4号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月20日京都市消防局訓令甲第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和4年6月20日京都市消防局訓令甲第2号）

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年7月19日京都市消防局訓令甲第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条、第5条、第7条、第9条、第16条及び第18条関係）

審査結果通知書

京都市指令 第 号

年 月 日

様

京都市長



年 月 日付けで申請があった高压ガス保安法第 条 に規定する に関する事項については、決定区分に明記したとおり決定したので通知します。	
種 別	☐ 製造の許可 ☐ 製造施設等の変更の許可 ☐ 第一種貯蔵所の設置の許可 ☐ 第一種貯蔵所の変更の許可 ☐ 特別充填の許可 ☐ 容器に充填する高压ガスの種類又は圧力の変更
目的又は理由	
所 在 地	
決 定 区 分	☐ 許 可 ☐ 不許可 ☐ 適 合 ☐ 不適合
の条件又は は 理由	

注 該当する□にはレ印がしてあります。

備考 この決定に不服がある場合の救済の方法を記載すること。

第2号様式（第11条及び第15条関係）

検査不適合通知書

京都市指令 第 号

年 月 日

様

京都市長



年 月 日に実施した検査の結果について、通知します。	
施 設 名 称	
所 在 地	
検 査 の 種 別	☐ 完成検査 ☐ 保安検査
検 査 の 結 果	不 適 合
不 適 合 の 理 由	

注 該当する□にはレ印がしてあります。

備考 この決定に不服がある場合の救済の方法を記載すること。

第3号様式（第17条関係）

容器検査所不登録通知書

京都市指令 第 号

年 月 日

様

京都市長



年 月 日付けで申請があった、高圧ガス保安法第 条に規定する容器検査所の登録（登録の更新）に関する事項について通知します。	
名 称	
容 器 検 査 所 の 所 在 地	
容器再検査をする容器の種類及び附属品再検査をする附属品の種類	
決 定 区 分	不 登 録
不 登 録 の 理 由	

備考 この決定に不服がある場合の救済の方法を記載すること。

第4号様式（第19条関係）

容器再検査申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 電話 ー

京都市高圧ガス保安法施行細則第3条の規定により申請します。	
容器又は事業所の所在地	
容 器 の 種 類	
耐 圧 試 験 圧 力	
容 器 の 数 量	
備 考	

注 欄内に記入することができないときは別紙に記入し、添付してください。

第5号様式（第20条関係）

附属品再検査申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 電話 ー

京都市高圧ガス保安法施行細則第4条の規定により申請します。	
附属品又は事業所の所在地	
附属品の種類	
附属品が装置される容器に充填されるガスの種類	
耐圧試験圧力	
附属品の数量	
備 考	

注 欄内に記入することができないときは別紙に記入し、添付してください。

第6号様式（第21条及び第22条関係）

業務継続困難届書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所	届出者の氏名
	電話 ー

容器再検査若しくは附属品再検査又は高压ガスの製造の適正な実施が著しく困難となったので、 ☐ 容器保安規則第31条の2第2項 ☐ 冷凍保安規則第3条の2第2項 ☐ 液化石油ガス保安規則第3条の2第2項 の規定により届け出ます。 ☐ 一般高压ガス保安規則第3条の2第2項 ☐ 国際相互承認に係る容器保安規則第21条の2第2項	
事業所等の名称	
事業所（本社）等の所在地	
許可等の年月日 及び許可等の番号	年 月 日 第 号
対象者の氏名 （法人にあっては役職及び氏名）	
精神の機能の障害の状態	
備 考	

注1 許可等の年月日又は許可等の番号には、「許可の年月日及び許可の番号」又は「登録の年月日及び登録の番号」を記入してください。

2 病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付してください。

第7号様式（第23条関係）

充填場所届書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 電話 ー

京都市高圧ガス保安法施行細則第7条の規定により届け出ます。	
名 称	
事務所（本社）の所在地	
使用の本拠の所在地	
許可等番号	
充填しようとする高圧ガスの種類	
充填しようとする場所	
備 考	

注 欄内に記入することができないときは別紙に記入し、添付してください。

第8号様式（第24条関係）

製造に係る保安について監督する者届書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
	電話 ー

京都市高压ガス保安法施行規程第24条第1項の規定により届け出ます。	
名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）の所在地	
事業所の所在地	
製造施設の区分	
選任	製造に係る保安について監督する者の氏名
解任	製造に係る保安について監督する者の氏名
選任又は解任の年月日	
解任の理由	
備 考	

注 欄内に記入することができないときは別紙に記入し、添付してください。

第9号様式（第25条関係）

代 表 者 等 変 更 届	
名 称（事業所の名称を含む。）	
事 務 所（本 社）所 在 地	
事 業 所 又 は 貯 蔵 所 所 在 地	
許 可 等 年 月 日 及 び 許 可 等 番 号 又 は 受 理 年 月 日 及 び 受 理 番 号	年 月 日 第 号
変 更 事 項	項 目
	新
	旧
変 更 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日

年 月 日

代表者 氏名

京都市長 殿

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

第10号様式（第26条関係）

貯蔵に係る高圧ガスの種類変更届書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 電話 ー

京都市高圧ガス保安法施行規程第26条の規定により届け出ます。	
名 称	
事務所（本社）の所在地	
事業所の所在地	
許可等年月日	
許可等番号	
高圧ガスの種類の変更内容	
変更年月日	年 月 日
備 考	

注 欄内に記入することができないときは別紙に記入し、添付してください。